

押印の見直し方針

1 方 針

行政手続等における市民の負担軽減と業務の効率化を図るため、以下の方針により押印の見直しを行う。

- (1) 法律又は命令，東京都の条例又は規則，国又は東京都の通知等（以下「法令等」という。）に基づかず，独自に市の条例，規則，訓令，要綱等において押印を求めているもの及び特段の定めがなく押印を求めているものについて，先行して見直しを行う。
- (2) 法令等により押印が義務付けられているものについては，法令等の改正があった時点で押印の見直しを行う。
- (3) 押印の見直し後は，書面・対面による申請等についても見直しを行い，行政手続のオンライン化・デジタル化を推進することにより，更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図る。

2 対 象

市民，事業者等及び職員が押印する全ての書類（様式を定めていないものを含む。）を対象とする。ただし，次のものは別途個別に調整を行う。

- (1) 公印を押印するもの
- (2) 収受印を押印するもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条（契約の締結）第5項の規定により記名押印が義務付けられている契約書（請書）及び契約に関するもの
（例）見積書，請求書，業務着手届，業務完了届，竣工届等
- (4) 財務会計システムにより出力されるもの
（例）伝票，予算見積書等
- (5) 文書管理システムにより出力されるもの
（例）回付票，回議用紙
- (6) 支払金口座振替依頼書
- (7) 領収書
- (8) 委任状

3 見直し基準

以下の基準により押印の見直しを行う。(別紙参照)

(1) 引き続き押印が必要なもの

ア 法令等により押印が義務付けられているもの

イ 本市以外の組織・団体により押印が義務付けられているもの

ウ 登録した印鑑の押印が義務付けられているもの

(2) 署名又は記名押印(以下「署名等」という。)(法人の場合は押印)が必要なもの

ア 法令等により署名等を義務付けるもの

イ 本人の意思によることを署名等により担保する必要性があるもの

ウ 本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該添付書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名等により担保する必要性があるもの

(3) 押印又は署名が不要なもの

ア 本人の意思による申請等であることを押印又は署名により担保する必要性がないもの

イ 単に事実・状況を把握することを目的としているもの

ウ 運転免許証その他公的証明書(パスポート、個人番号カード等)の提示等により本人確認が可能なもの

エ 文書管理システムによる電子決裁方式で回付又は回議が可能なもの

オ その他押印や署名を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印又は署名を廃止して支障のないもの

4 予 定

令和2年11月上旬～ 様式及び条文の調査

12月上旬～ 見直しの対象決定

令和3年6月 見直し完了(法令等に基づくもの及び別途調整するものを除く。)

※法令等に基づくもの及び別途調整するものは順次見直し

(別 紙)

押印の見直し基準

現状

見直し後

押 印

(1) 引き続き押印が必要なもの



押 印

(2) 署名又は記名押印が必要なもの



署名等

※法人の場合は押印

(3) 押印又は署名が不要なもの



廃 止